○国土交通省告示第百四十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
加西市窪田町字上向四四一番四から同市窪田町字上向四三九番一まで	前	最大 最小 （メートル） 四二 四〇	（メートル） 一〇
	後	最大 最小 四二 三一	

○国土交通省告示第百四十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	旭川市緑台二三七五番二五から同市緑台二三七五番二一まで	平成二十六年二月二十二日〇時

○国土交通省告示第百四十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
関越自動車道 新潟線	高崎市下斉田町字根小屋二三九番一から同市上滝町字社宮司二四番二まで 群馬県佐波郡玉村町大字上新田六一二番一から同県佐波郡玉村町大字上新田五七八番二まで 〃	平成二十六年二月二十二日十五時

○関東地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
入間市河原町一四二番三から同市河原町一四三六番五まで	前 後	一六・一九〜四三・二七（メートル） 二三・〇〇〜四九・七八（メートル）	〇〇・二四九（キロメートル） 〇〇・二四九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号、四百三号及び四百五十九号	新潟市中央区亀田早通字柳田三三五九番四から同市中央区美の里二五六番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月二十一日

○中国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号及び九号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
宇部市大字瓜生野字下河内四九一番一から同市大字瓜生野字大人方七八六番一まで	前 後	一一・〇〇〜二六・〇〇（メートル） 一四・〇〇〜四二・五〇（メートル）	〇〇・三七七（キロメートル） 〇〇・三七七

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び九号	宇部市大字瓜生野字寺山七七六番二から同市大字瓜生野字大人方七八六番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月二十一日

○北海道開発局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十一日　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	滝川市江部乙町一八一九番二から同市江部乙町二四三四番二まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
三十八号及び二百三十七号	富良野市字山部三四九番九から同市字山部三三〇九番五まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
〃	富良野市字山部三四七四番二地先から同市字山部三五二番五番まで	〃
〃	富良野市字山部二五六六番五から同市字山部三五五六番まで	〃
四百五十三号	千歳市支笏湖温泉国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一八〇林班い小班地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年二月二十一日